

「歯科保険診療の研究」2022年4月版正誤表

2022年5月1日

頁	訂正箇所	訂正前	訂正後												
20	電子的保健医療情報活用加算 脚注レセプト	全体その他欄に点数および回数、摘要欄に「初電」「再電」と記載。	全体その他欄に「初電7×1」「再電4×1」などと記載。												
	電子的保健医療情報活用加算 脚注メモ	取得が困難な場合とは、個人番号カードの不携帯、破損、電子証明証が失効している場合などをいう。	取得が困難な場合とは、個人番号カードの不携帯、破損、電子証明証が失効している、電子資格確認を行ったが患者の診療情報が存在しなかった場合などをいう。												
26	F局の算定一覧 表中	<table border="1"> <tr> <td>エナメル質初期う蝕患者</td> <td>130点</td> <td>Ce</td> </tr> <tr> <td colspan="3">歯管・特疾管の算定, 15歳以下</td> </tr> </table>	エナメル質初期う蝕患者	130点	Ce	歯管・特疾管の算定, 15歳以下			<table border="1"> <tr> <td>エナメル質初期う蝕患者</td> <td>130点</td> <td>Ce</td> </tr> <tr> <td colspan="3">歯管の算定, 口腔内カラー写真</td> </tr> </table>	エナメル質初期う蝕患者	130点	Ce	歯管の算定, 口腔内カラー写真		
エナメル質初期う蝕患者	130点	Ce													
歯管・特疾管の算定, 15歳以下															
エナメル質初期う蝕患者	130点	Ce													
歯管の算定, 口腔内カラー写真															
103	口腔内装置の早見表 注釈	※2月に1回算定できる。ただし、装着月は算定できない。他院製作の装置の場合も算定できる	※2月に1回算定できる。ただし、装着月は算定できない。顎関節治療用装置は、他院製作の装置の場合も算定できる												
141	口腔細菌定量検査 脚注レセプト	摘要欄に「口菌検」と記載する。	(所定欄記載のみに変更されたため)												
146	歯周病重症化予防治療 脚注レセプト	摘要欄に2回目以降は「P重防前回〇年〇月」と記載する。なお、初回は「初回(P重防)」と記載する。	摘要欄に前回のP重防またはSPTの算定年月を記載する。なお、初回(初診月を除く)は「初回(P重防)」と記載する。												
149	歯周病安定期治療 脚注レセプト	(追加記載)	摘要欄に前回のSPTまたはP重防の算定年月を記載する。なお、初回(初診月を除く)は「初回(SPT)」と記載する。												
全症例頁	レセプト様式 投薬・注射欄 注射の項 (一般・加算共通)	一般・加算共通 <table border="1"><tr><td>注</td><td>20×</td><td>32×</td></tr></table>	注	20×	32×	一般・加算共通 <table border="1"><tr><td>注</td><td>22×</td><td>34×</td></tr></table>	注	22×	34×						
注	20×	32×													
注	22×	34×													